

「町道民税及び所得税」申告相談

◆申告相談日程◆

月日(曜日)	受付地区	場 所	時 間
2月1日(月)	来岸・西河	来岸会館	9:30～16:00
2日(火)	神 岬	余別地区	9:30～16:00
3日(水)	余 別	コミュニティセンター (神岬会館では、コロナ対策を 考慮し、申告は行いません。)	9:30～16:00
4日(木)			9:30～12:00
8日(月)	入 舩	入舩会館	9:30～16:00
9日(火)	日 司	日 司	9:30～16:00
10日(水)	日司・入舩	みなと防災センター	9:30～12:00
12日(金)	幌武意	幌武意寿の家	9:30～16:00
15日(月)	丸 山	丸山会館	9:30～12:00
16日(火)	婦 美	婦美会館	9:30～16:00
18日(木)	小泊・寺町・常盤	総合文化センター 1階 ロビー	9:30～16:00
19日(金)	柳町・茶津		
22日(月)	浜 町		
24日(水)	山岸・西仲・中央		
25日(木)	栄 町		
26日(金)	多茂木・川上		
3月1日(月)	東浦・西浦		
2日(火)	野塚(農業以外)	野塚地区	9:30～16:00
3日(水)	野塚(全般)	ふれあい交流館	9:30～12:00

◆次の1日間は「夜間」も受付します◆

月日(曜日)	対象地区	場 所	時 間
2月19日(金)	町内全地区 (漁業・農業等の 自営業者以外の方)	総合文化センター 1階 ロビー	18:00～20:00

※受付状況によっては、お待ちいただく時間が長くなる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

次の日程で令和3年度(令和2年分)に係る申告相談を行います。

日程の都合の悪い方は、他の会場でも受付できますが、必ず事前に役場税務課(44-3384)までご連絡ください。

申告の際に持参していただくもの

- ①印鑑
- ②マイナンバーカード
- ③確定申告のお知らせ(ハガキまたは封筒)(税務署から送られてきた方)
- ④給与所得・公的年金の源泉徴収票
生命保険満期受取金の支払通知書
- ⑤事業決算書及び経費算入に必要な帳簿や領収書等
- ⑥国民年金保険料の控除証明書
社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除支払証明書
- ⑦医療費の領収書及び医療費控除の明細書
- ⑧預金通帳または口座番号の控え
(所得税の還付が見込まれる方)

ご注意ください

『各種給付金等の支給申請』や『公営住宅への入居』を受けるためには、町道民税または所得税の申告が必要となります。

— 余市警察署通信 —

◆違法・迷惑駐車防止◆

●違法・迷惑駐車は事故に繋がります!

- ・道路を狭くして通行の妨害
- ・見通しが悪くなり、歩行者事故などの原因
- ・緊急車両の活動の妨げ
- ・除雪作業の障害

特に、冬は、堆雪によって死角が増えます。

運転手は、車が滑らないように、雪にタイヤを取られないようにと近くの路面状況ばかりを見てしまい、周囲の安全確認がおろそかになってしまう場合があります。

●『道路を車の保管場所として使用すること』も保管場所法という法律違反となります。

この法律には、道路上に長時間駐車(12時間以上の駐車、夜間にあつては8時間以上の駐車)をしてはならないことなどが定められており、長時間駐車違反は、罰金20万円以下、違反点数2点という重い罰則が科せられています。



【問合わせ先】余市警察署 TEL0135 - 22 - 0110

◆第11回「土地の使用用途が変わった場合、登記はどうするの？」

Q：土地の使用用途が変わった場合、登記はどうするの？

A：土地の現況または利用目的が自然的に変わってしまった、人為的に変更した等、登記されている地目以外の地目となった場合、登記記録上の地目を現況の地目に符合させる登記が必要になります。

自然的に変わってしまった場合として、登記記録上は畑となっている土地が耕作放棄等により原野となった時には、畑から原野への地目変更登記が必要となります。人為的変更としては、登記記録が宅地以外となっている土地に、住宅を建てた場合には、宅地への地目変更登記が必要となります。

地目変更登記は、不動産登記法で定められている地目の内で、土地の現況及び利用目的に重点を置き、土地全体の状況を観察して判断し、地目を決定します。

1筆の土地に2種類以上の地目は認められません。

皆様の大切な不動産の登記状況を把握し、地目変更の原因・日付を調査し、皆様の代理人となり法務局に登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

土地の地目変更かも・・・と思ったらお近くの土地家屋調査士又は札幌土地家屋調査士会にご相談してください。

次号は「土地の境界がはっきりしない。どうしたらいいの？」をお知らせします。

【問合わせ先】札幌法務局小樽支局 TEL 0134 - 23 - 3012

小樽海上保安部便り No. 9

海の「もしも」は118番

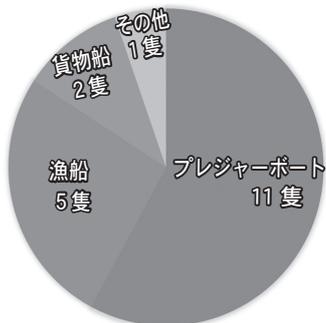
～令和2年の小樽海上保安部管内の事故発生状況～

令和2年の小樽海上保安部管内で取り扱った船舶事故隻数及び人身事故者数については次のとおりとなっております。



1 船舶事故の発生状況及び対策

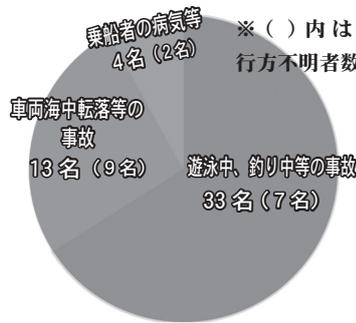
令和2年船舶事故発生状況



事故原因の多くが、発航前点検の実施が不十分であることや荒天時での出航等気象・海象の不注意によるものでしたので、ご注意ください。

2 人身事故の発生状況及び対策

令和2年人身事故発生状況



遊泳する際は、海水浴場が開設されているところで、また、足場の悪いところでの釣りをされる際は十分注意し、付近の人たちの動向にも気配りながら、安全に楽しんでください。

3 車両の海中転落事故に注意してください！

例年、車両での海中転落事故が多く発生しており、最近の事故事例では、アクセルとブレーキを間違えるなど、運転ミスによるものでした。車両での海中転落事故は死亡リスクが非常に高いため、港などの海沿いに車で行かれる際は、十分にご注意下さい。



【問合わせ先】

〒047-0007
小樽市港町5番2号
小樽海上保安部
(管理課)
TEL 0134-27-6118

まちの日記帳



新型コロナの収束を願って！

郵便局長会がオリジナル切手を寄贈

12/23

北海道地方郵便局長会北後志地区会（会長：渡辺和幸朝里郵便局長）から町へオリジナルフレーム切手が寄贈されました。この切手は、疫病を抑えると言われている「妖怪アマビエ」がモチーフで、新型コロナウイルス感染症が早期に収束するよう祈りを込めたものです。

渡辺会長は「新型コロナウイルス感染症の最前線に対応している地方自治体の皆さま、医療関係の皆さまへ感謝の気持ちを含めて贈呈しました。新型コロナが1日でも早く収束することを祈っています。」と話されました。



つきたての“お餅”に大満足 保育所「もちつき大会」

12/28

1/13

1/15

びくに保育所、みなと保育所、子育て支援センターで、もちつき大会が行われ、エプロンと三角巾に身を包んだ園児たちが臼と杵を使って餅つきに挑戦しました。

園児たちは重たい杵に苦戦しながらも、掛け声に合わせて餅をつき、お餅が出来上がっていく様子を興味深そうに見つめていました。

出来上がったお餅は、お雑煮などにして美味しくいただき、手作りのお餅に大満足の様子でした。



正しい姿勢で「書」を学ぶ！ 放課後のB & G書道クラブ

1/22

町内の小学生を対象とした「B & G書道クラブ」がB & G海洋センターで行われています。

余市町の山崎正義書道講師を迎え、きれいで正しい文字を書くための基本として、背筋を伸ばして、肩の力を抜き、正しく筆や鉛筆を持つ姿勢を身につけることを学び、児童たちは、真剣に書道に取り組んでいました。

